

理科薬品等の取扱に関する通達・通知（昭和61年以前）

○ 実験・実習等における災害・事故防止について

昭和40年12月22日 40教学第7060号
各教育局長、各市町村教育委員会教育長
あて 教育長通知

児童・生徒の安全教育、事故防止等については、これまで再三通達等をもって関係者の注意を喚起し、指導にあたっての格別のご配慮を願っているところではありますが、最近、理科教育、産業教育等にかかわる実験・実習等において、児童・生徒の負傷、死亡等の事故があいついで発生していることは、はなはだ遺憾とするところであります。

これらの事故は、学校管理下において、実験・実習等の機械器具、化学薬品等の管理の不適正、取扱いの不注意によって発生するケースが多いので、今後機械器具、薬品その他危険を予想される施設又は設備等について管理をいっそう適正にするとともに、危険・災害を伴うことを予想される実験・実習等についての教師の指導を適切にすすめ、この種の事故防止に万全を期するよう貴管下各学校の教職員に対してじゅうぶんにご指導願います。

なお、この種の事故防止に関し、北海道商工部長より別記「学校における火薬類の実験について」の通知がありましたので、趣旨をじゅうぶん了知のうえ、学校における火薬類の実験にあたっては遺漏のないようにして下さい。

別 記

学校における火薬類の実験について

昭和40年11月4日 40鉱第1153号
教育長あて 道商工部長通知

学校における火薬類の実験は、火薬類取締法第4条但し書の規定および同法施行規則第3条第1号の規定により無認可で製造することができることとされているが、これらの規定の解釈は、別添のとおりであり、火薬類に関し十分な知識、経験を有する教職員の指導のもとに行ない、また、18歳未満の者には火薬類を取扱わせることができない（法第23条）ことから、教職員の実験を見学させる方法によることとされている。

11月1日深川市納内中学校において発生した火薬類の事故はこれらの諸点が守られていないために発生しており、火薬類取締法違反ともなるので、今後この種事故防止のため全道各中、高等学校に周知徹底を期するよう特にお願います。

法にいう「理化学上の実験」とは、通常どの範囲をいうか。

（解）法にいう理化学上の実験とは、各種の学校、研究所等において理化学上の研究目的のために行なう実験を指している。中学校等でも、理科の授業において、火薬類に関する正しい知識を与え、無知乃至好奇心から生ずる災害を防止する目的からは適切かつ必要と考えられる反面、授業指導の適正を欠くときは、反って危険を助長することとなりかねないので、火薬類に関して十分な知識、経験を有する教職員の指導のもとに火薬類の製造、消費等の実験を行なう場合にはじめて「理化学上の実験」に包含されるものと解するのが妥当と考える。ただし、18歳未満の者には火薬類を取り扱わせることはできないから、この点を学校等にも連絡し、このときは教職員の実験を

見学させる方法によるべきであろう。

○ 薬品等の取扱いについて

昭和42年12月5日 42教学第5059号
各教育局長、各道立学校長、各市町村
教育委員会教育長（各市町村立学校長）
あて 教育長通達

最近、劇薬、毒薬および火薬の使用に際して、事故が発生しており、また、特に冬期の火気使用に伴い、可燃物の処置、保管の不完全等から不測の事態が生ずることも予想されます。

については、貴管下の学校ならびに教職員に対して、下記事項に留意して事故の防止に万全を期するよう周知徹底してください。

記

1 薬品等の管理について

- (1) 薬品等の保管については、劇薬、毒薬、揮発性可燃物、揮発性発火性薬品等の分類保管の徹底を期すること。
- (2) 薬品等の保管にあたっては、保管場所の土台や床の状態、直射日光、火気などに配慮するとともに、薬品等の容器の下に受け皿、砂などを置いたり、薬品庫の施錠を厳重にして安全の確保につとめること。
- (3) 薬品等の授受を明確にし、使用日時、使用量、残量等について記帳し、常にその整備につとめること。

2 薬品等の使用について

- (1) 薬品等の使用にあたっては、その前後に異常の有無を確認して適切に処置し、また、使用後は、所定の場所に収納して安全の確保につとめること。薬品等を机上や棚などに放置したり、児童・生徒の自由な使用に任せることがないよう留意すること。
- (2) 児童・生徒の実験、実習にあたっては、薬品等の使用の目的、方法および量などをじゅうぶん検討すること。

また、特に危険が伴う火薬製造、火山モデルの製作等にあたっては、生徒だけによる実験を行わせないようにすること。

3 関連法規について

実験、実習等に使用する毒薬、劇薬の取り扱いについては、「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）第11条および第12条ならびに「薬事法」（昭和35年法律第145号）第44条、第47条および第48条を参照すること。

○ 理化学薬品の保管管理の徹底について

昭和51年7月24日 51教施第3095号
各教育局長、各道立学校長、各市町村
教育委員会教育長（各市町村立学校長）
あて 教育長通達

学校における理化学薬品の保管管理については、かねてから十分な注意をつくすよう求めてきておりますが、去る7月14日小樽潮陵高等学校において、薬品の盗難事件が発生しました。

御承知のとおり、昨年7月には道警本部において、また本年3月には道庁において爆破事件が発生しており、今回の盗難事件によって社会に大きな不安を与えていることは誠に遺憾であります。

更に、今後においてもこの種の盗難事件の発生が懸念されますので、その未然防止を期すため、理化学薬品のうち、特に、毒物・劇物、揮発性可燃物、揮発性発火性薬品等（以下「毒劇物等」という。）の適正な保管管理の徹底を図る必要があります。

については、今後各学校においては、下記により毒劇物等に細心の注意を払い、盗難防止に万全を期してください。

記

1 薬品の保管管理について

- (1) 特に、毒劇物等を保管する薬品庫の施錠を厳重にし、薬品の取扱責任者が鍵を保管管理すること。
- (2) 実験等で毒劇物等を使用する場合は、担当教諭が取扱責任者から鍵を受けて、薬品庫を開扉すること。（生徒には、鍵を貸出ししないこと。）
- (3) 取扱責任者は、薬品等の購入年月日、購入数量、使用年月日、使用数量及び残量を、正確に確認のうえ、受払簿に記入し、特に、毒劇物等の使用払出しについては、以上のほか担当教諭の確認印及び校長の検印を受けること。
- (4) 毒劇物等を購入する場合は、必要最小限の数量に止めること。

2 薬品庫及び保管場所の点検確認について

取扱責任者は、日常、毒劇物等の薬品庫及び薬品庫を保管する場所（化学準備室等）の異常の有無、特に施錠の状態を点検確認し、不備欠陥を発見したときは直ちに改善すること。

3 巡視の徹底について

- (1) 宿日直員、夜警又は警備員は、校舎内巡視の際、必ず薬品庫の保管場所に立ち寄り、薬品庫及び薬品庫の保管場所内の異常の有無、施錠の状態を綿密に点検確認し、それぞれの日誌に巡視時刻ごとの確認内容を記載すること。
- (2) 宿日直員、夜警又は警備員は、巡視に当たってあらかじめ定められた巡視時刻を、適宜ずらすこと等の措置も行うこと。
- (3) 校長及び教頭は、毒劇物等の保管管理状況を定期的に点検すること。

4 不要薬品の整理について

在庫品で、不要になったものについては、早急に廃棄等の処置をすること。

なお、廃棄に当たっては、所轄保健所の指示に従うこと。

5 その他

実習における農業用薬剤及び製造加工等に要する毒劇物等の保管管理についても、上記1から4までに準じて徹底を図ること。

○ 毒物及び劇物事故防止指導要領

〔昭和51年8月10日 薬務第2424号
指導部長あて 道衛生部長〕

第1 目 的

この要領は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する毒物劇物営業者及び特定毒物研究者並びに法第22条第1項並びに同条第5項の規定により法第11条第1項の規定を準用される者（以下「毒物及び劇物取扱者」という。）が、特に人の生命、身体及び財産に著しい危害を及ぼすおそれのある毒物及び劇物を取り扱う場合において、その適正化を図り、盗難、紛失等の事故の未然防止に資することを目的とする。

第2 毒物及び劇物

この要領で「毒物及び劇物」とは、法第2条で定める毒物及び劇物のうち引火性、発火性又は爆発性のある劇物並びに事故防止を特に必要とする毒物であって、別表に掲げるものをいう。

第3 事故の防止

毒物及び劇物取扱者は、盗難、紛失等の事故を未然に防止するため、次に掲げる事項を遵守するように努めること。

1 管理責任者の配置

法第7条に定める毒物劇物取扱責任者を配置していない場合は、毒物及び劇物の管理を行う専任の責任者を置くこと。

2 購 入

毒物及び劇物の購入は必要最少量にとどめること。

3 在庫品の点検

(1) 在庫数量のは握

毒物及び劇物に関する帳簿を備え、受入れ、払出し又は廃棄した年月日、品名及び数量を記載し、毒物及び劇物の在庫数量を常時は握すること。

(2) 不用品の整理

不用の毒物及び劇物は、速やかに廃棄等の措置をとること。

なお、廃棄する場合は、所轄保健所長（保健所法（昭和22年法律第101号）第1条の規定に基づく市にあっては、市長）の指導に従うこと。

4 保 管

(1) 場 所

毒物及び劇物は、容易に監視のできる場所に保管すること。

(2) 方 法

毒物及び劇物は、分散を避け、努めて1箇所に集中して保管すること。

(3) 貯蔵設備

貯蔵設備は、コンクリート若しくは鉄製の保管庫又はこれらに準ずる構造とし、その保管量に応じたものとする。

(4) 施 錠

かぎは、堅固なものを使用し、2箇所以上掛けること。なお、常時かぎの機能の点検を行うこと。

(5) 警報器等の設置

毒物及び劇物の貯蔵設備には、努めて警報器等を設置すること。

なお、常時警報器等の機能の点検を行うこと。

5 保安点検

毒物及び劇物貯蔵設備の巡回点検は、確実に行い、勤務日誌等に記録し、又は管理責任者に報

告させること。

別 表

毒物・劇物の別	品 目
毒 物	シアン化カリウム シアン化ナトリウム
劇 物	塩素酸塩類 塩素酸塩類を35パーセント以上含有する製剤 ピクリン酸 ピクリン酸塩類 カリウム ナトリウム

○ 学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について

昭和52年5月25日 52教施第3116号
各教育局長あて 学校施設課長通知

このことについては、昭和51年7月24日付51教施第3095号「理化学薬品の保管管理の徹底について」教育長通達をもって、保管管理の徹底をお願いしてきたところですが、この度北海道警察本部防犯部長から別添の通り依頼がありましたので、貴管下市町村教育委員会並びに各道立学校長に対して、この趣旨の徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

別 添

学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について

昭和52年4月23日 道本保(銃)第288号
教育長あて 道警本部防犯部長

みだしのことについては、昨年7月15日必要な措置等について要請いたしたところではありますが、最近再び塩素酸塩類等を主剤とする混合爆薬による爆破事件をはじめ、青酸入りコーラによる連続殺人事件や同未遂事件、シアン化ナトリウムの盗難事件等が相次いで発生し、社会に大きな不安を与えております。

これら一連の毒劇物使用犯罪の背景には犯罪に使用されるおそれのある危険性の高い化学薬品等がややもすれば不必要に所持され、あるいは模倣的に使用する風潮があるように見受けられ今後においても同種事件の再発が懸念されるところであります。

道警察におきましては、この種事件の未然防止を期するため毒劇物等の取扱者に対しまして適正な保管管理を図るよう防犯指導を強化しておりますが、貴庁所管に係る各学校における「理科(化)学教材用毒劇物」の保管取扱いについて点検を実施するなど盗難、紛失等防止措置を徹底されますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

○ 学校教材用劇物、毒物の管理強化について

昭和53年5月9日 教高第3040号
各教育局長あて 学校教育部長通知

このことについて、北海道警察本部防犯部長から別記のとおり要望がありましたので、お知らせします。

各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対して、この趣旨の徹底を図ってください。

別 記

学校教材用劇物、毒物の管理強化について

昭和53年4月27日 道本保（銃）第
343号 学校教育部長あて 道警本部
防犯部長要望

みだしのことについては、従来からしばしば適正な管理の徹底について、ご配慮をわずらわしてきたところであり、その結果総体的には良好な管理が定着してきていると認められる反面、本年3月4日稚内中学校理科室における劇物毒物の盗難事件、昨年5月札幌光星高等学校物理準備室から劇毒物の盗難事件等にみられますように、一部において未だ基本的な管理方法に欠陥の認められるもの、また道警察が各学校等に対して実施した防犯診断の結果においても、保管取扱上不備なものが散見される等決して万全とは申しがたい状況であります。

劇物、毒物使用犯罪の傾向は、毒物使用による殺人未遂事件の発生、また極左暴力集団等ぐ犯者による爆発物の使用は、今後ますます激化するものと思われ、とくに当面する成田空港開港阻止闘争においては、爆弾の製造使用等にまでエスカレートすることが予想される厳しい情勢にあります。

道警察としてはこの種事件を未然に防止するため、4月20日から5月末日までの間、全道一斉に劇・毒物取扱者に対し適正な保管管理についての防犯指導を行っております。

つきましては、貴職所管にかかわる各学校における「理科（化）学教材用劇毒物」の保管取扱いについて、盗難、紛失等の事故防止措置について指導監督を一層強化されますよう重ねてお願い申し上げます。

○ 学校等における理科系実験用薬品類の管理について

昭和53年7月20日 教高第2094号
各教育局長、各道立学校長、各市町村
教育委員会教育長（各市町村立学校長）
あて 教育長通知

このことについて、文部省管理局長から別記のとおり通知がありましたので、お知らせします。ついでには、この趣旨を十分理解のうえ、事故防止に遺漏のないよう配慮してください。

別 記

学校等における理科系実験用薬品類の管理について

昭和53年7月1日 文管指第206号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省管理局長通知

学校等における理科系実験用薬品類の安全管理の徹底につきましては、かねてからご配慮を願っているところではありますが、去る6月12日に発生した宮城県沖の地震の際、化学実験用薬品の容器の転倒落下等による混合発火と推定される学校火災が発生したことは遺憾であります。

ついては、貴管下の小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校等における理科系実験用薬品類の保管管理について、地震時における火災防止等のため、下記事項にご留意の上ご指導を願います。

なお、消防庁から別紙の要望がありましたので、参考のため添付します。

記

1 管理体制の整備

薬品類の管理責任者及び使用責任者等を定めて、薬品類の保管・管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備すること。

2 薬品類の保管・管理

- (1) 薬品類は、実験台上等に放置せず、収納戸棚等に保管し転落を防止すること。
- (2) 薬品類の収納戸棚等は、地震動により転倒しないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 混合すると発火等のおそれがある薬品類は、分類整理の上、別々に収納・保管すること。
- (4) その他消防法等関係法令の規定に基づき適切な保管・管理を行うこと。

3 実験時における安全の確保

- (1) 実験中における薬品容器、実験器具の転倒・転落防止並びに転倒・転落等による火災等の防止に必要な対策を講ずること。
- (2) 児童・生徒等に対して、実験中地震を感知した場合の緊急措置に関する安全教育を徹底すること。

4 初期消火体制の整備

万一やむを得ず出火した場合に備えて、定期的に消火器等の消防用設備の点検整備を行うとともに、適宜消火訓練を実施し、薬品類による火災の消火についての周知徹底を図ること。

別 紙

学校施設の実験室等に貯蔵する危険物による出火防止について

昭和53年6月27日 消防危第86号
文部省管理局指導課長あて
消防庁危険物規制課長

さる6月12日17時14分に発生した1978年宮城県沖地震に伴い、東北大学及び東北薬科大学の化学実験室等から火災が発生しましたが、当該火災は実験用薬品類を収納した容器の転倒落下等による混合発火が原因であるものと思われまます。

御承知のとおり大学等の学校施設における危険物の貯蔵又は取扱いについては消防法令により各種の規制がなされているところではありますが、かつて昭和45年10月に発生した地震に関連し火災等の予防について貴省事務次官あて要請をいたしたところであり貴省におかれましても、防災対策に鋭意努力されていることと存じます。

つきましては、このたびの火災に関し別紙のとおり消防機関に対して指導いたしますので、貴職におかれましても、各学校管理者に対し、今回の事故に類した火災の再発防止に努めるようご指導方を

願います。

別 紙

学校等における実験用危険物の管理等の徹底について

昭和53年6月27日 消防危第85号
各都道府県消防主管部長あて
消防庁危険物規制課長

危険物の貯蔵、取扱いについては、かねてより防災対策に万全を期するようご指導願っているところであるが、既にご承知のとおり、去る6月12日、17時14分に発生した1978年宮城県沖地震において東北大学等の化学実験室から実験用危険物等の混合発火と推定される火災が数件発生した。

少量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における地震時の火災予防対策については、火災予防条例準則第30条第6号に規定されているところであるが、特に、化学実験室等比較的少量の危険物等を多種類取り扱う施設の地震時の火災予防対策としては、危険物が収納された容器等の転倒、落下、破損等を防止するための管理の徹底を図ることが極めて重要であることにかんがみ下記事項を留意のうえ、化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等に対し、実験用危険物等の管理について徹底を期するようご指導願いたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 危険物収納容器

危険物を収納する容器は、危険物の規制に関する規則別表第3に掲げる運搬容器のうち、ポリエチレンびん、ポリエチレン容器等容器の落下、転倒等により容易に破損しない材質のものを使用するように努めること。

2 危険物の保管場所

危険物を収納した容器の保管は、棚を避け、次の戸棚に収納するように努めること。

- (1) 戸棚は、不燃性の材料で作られ、かつ、奥行きの高い頑丈なものであること。
- (2) 戸棚は引き違い戸のものであること。なお、観音開きのものである場合は、震動により戸が開くのを防止するための止金を設けたものであること。
- (3) 戸棚の棚は、固定したもので、かつ、容器の転倒、落下を防止するための措置が講じられたものであること。
- (4) 戸棚は、建築物の壁、柱等に固定すること。

3 危険物の保管方法

危険物を収納した容器の保管に際しては、次の事項に配慮すること。

- (1) 容器は、密栓して保管すること。
- (2) 容器の多段積みを避けること。
- (3) 混合発火のおそれのある危険物を収納した容器は、それぞれ別個の離れた位置にある戸棚等に収納すること。
- (4) 自然発火のおそれのある危険物は、保護液を十分満たしておくこと。
- (5) 特に危険性の大きい危険物は、戸棚等の上段に収納することを避けるとともに、必要に応じ、砂箱内に収納する等の措置を講じること。
- (6) 容器を収納した戸棚の戸は、必ず閉めておくこと。

4 実験器具等に対する配慮

震動等により破損するおそれのある実験器具等を用いて実験等を行う場合にあっては、器具等が破損した場合においても、危険物の拡散を防止することができる措置が講じられた場所で行う等の配慮をすること。

5 緊急時の措置等

実験室等において危険物の取扱い中に地震を覚知した場合は、直ちに、実験等を中止するとともに、次の措置等を講じること。

- (1) 使用中の火気の始末及び消火の確認
- (2) 使用中の危険物の戸棚等への収納
- (3) 混合発火するおそれのある危険物を取り扱っている場合にあって、これら危険物の混合を防止するための措置
- (4) 戸棚の戸の閉鎖の確認

○ 理化学薬品等の保管管理について

〔昭和54年5月1日 教高第2043号
各教育局長あて 学校教育部長通知〕

このことについては、かねてから特段の指導をいただいているところではありますが、このたび別紙写のとおり北海道警察本部防犯部長から要望があったので、各道立学校に通知のうえ、さらに管理の徹底を図るよう指導願います。

別 紙

学校教材用毒物及び劇物の管理強化について

〔昭和54年4月19日 道本保(銃)第516号
教育長あて 道警本部防犯部長要望〕

学校教材用、毒物及び劇物の保管管理の徹底方につきましては、日頃から何かとご配慮を煩しているところがございますが、ご承知のとおり本年1月京都市内において過激派による塩素酸塩類薬品を使用した手製爆弾の誤爆事件が発生するなどこの種事件は依然として跡を絶たず、今後においても発生することが懸念されるところであります。

特に本年6月下旬には、東京において主要国首脳会議の開催が予定されておりますが、これに反対する過激派集団は会議を実力で阻止すべく、闘争武器としてこれら劇物等の入手を企図している動きもみられ、同会議の平穏な開催と警備の万全を期するためにも、悪用されるおそれのある毒物及び劇物の適正な保管管理が当面の重要な課題でもあります。

道警察といたしましては、このような情勢にかんがみ、近く全道一せいに毒・劇物取扱者に対し、適正な保管管理についての防犯指導を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても所管の各学校に対しまして、塩素酸塩類等及びシアン化ナトリウム等理科(化)学教材用毒・劇物の保管管理について、保管設備及び保管する毒・劇物の定期点検を実施するなど盗難、紛失防止上の措置の指導を一層強化されるなど、適切な措置がとられるよう要望いたします。

○ 学校における理化学薬品の保管管理について

昭和55年1月18日 教高第2004号
各教育局長あて 学校教育部長通知

このたび、北海道警察本部防犯部長から過激派等による一連の爆破事件の発生等に伴い、学校教材用劇毒物の保管管理の強化について別紙写しのとおり要望がありました。

ついては、この要望の趣旨に留意のうえ、昭和51年7月24日付51教施第3095号「理化学薬品の保管管理の徹底について」教育長通達の措置を、より推し進めて学校における理化学薬品の保管管理に万全を期するよう、貴管下の道立学校長及び市町村教育委員会に対し適切な指導を願います。

別 紙

学校教材用毒物及び劇物の管理の強化について

昭和54年12月13日 道本保(銃)第1872号
教育長あて 道警本部防犯部長要望

学校教材用毒物及び劇物の保管管理の徹底方につきましては、従来からしばしば何かとご配慮を煩わしているところでございますが、ご承知のとおり本年に入り京都市内において過激派による塩素酸塩系薬品を使用した手製爆弾の誤爆事件をはじめ東洋レーヨンあるいは間組爆破事件等5件の爆弾事件が相次いで発生しております。さらには連続企業爆破事件に対する判決を契機に一部の過激派グループが海外進出企業や公共施設に対する武装闘争を企図し、その武器としてこれら闘争に使用する毒・劇物の入手に奔走している動きがみられ憂慮される情勢にあります。

道警察といたしましては、このような情勢にかんがみ、これら毒・劇物使用犯罪を未然に防止するため明年1月末まで全道一せいに毒・劇物取扱者に対し、適正な保管管理についての防犯指導を行っております。

つきましては、貴職におかれましても所管の各学校に対しまして、塩素酸塩類等及びシアン化ナトリウム等理科(化)学教材用毒・劇物の保管管理について、保管設備及び保管する毒・劇物の定期点検を実施するなど、盗難、紛失防止についての指導を強化されるなど、適切な措置がとられるよう要望申しあげます。

○ 公立学校における児童、生徒の安全確保について

昭和55年6月30日 教小第1063号
各市町村教育委員会教育長あて
教育長通知

児童、生徒の安全確保については、貴教育委員会におかれても必要な措置を講じられていることと思っておりますが、過日、北海道管区行政監察局が道内の小中学校を対象に、主として、校舎の管理等を中心に調査した結果、別記の事項について改善を要すると認められる旨、北海道管区行政監察局長から通知がありました。

児童、生徒の安全確保のための措置、学校に対する指導等は、それぞれの教育委員会が行うことではありますが、このことの重要さから、当教育委員会としても、従来から道立学校について行った指導内容の主なものは、その都度市町村教育委員会にも通知し、市町村立学校に対する措置を求めてきたところであります。

については、このたびの北海道管区行政監察局の調査に基づく問題点及びこれら問題点に関する指導通知等を別紙のとおりとりまとめたので、参照の上、改善事項を中心に下記により点検を行い、今後とも、児童、生徒の安全確保について万全を期すようにして下さい。

記

- 1 問題点のうち、従来指導した事項については、関係機関を再度指導するとともに、必要な点検を行うこと。
- 2 今回新たに出された問題点については、必要な対策を立て、関係機関を指導すること。

別 記

要 改 善 事 項

北海道教育委員会は、児童・生徒の安全を確保するため、公立小中学校における防火管理、校舎等の安全管理、理科薬品の保管管理について、事故の発生、法令の改正等を契機に各市町村教委を指導しており、学校においても事故防止等に努めているが、14小中学校を抽出調査した結果によれば、なお改善を要する次の事例がみられた。

- 1 防火管理のための各種点検が不十分なため、防火避難設備等が、十分に機能しえないと認められるもの
- 2 校舎等の安全管理のための点検等の措置が不十分なため、危険箇所が放置されているもの
- 3 毒・劇物等の理科薬品の保管管理が不適切で、盗難・紛失等の事故防止措置に徹底を欠くもの
学校においては、いったん、事故が発生すると、児童・生徒の安全に与える影響が大きいほか、毒劇物等については学校外での事故を誘発させる恐れもあるので、北海道教育委員会は、防火管理、校舎等の安全管理、理科薬品の保管管理の徹底について、更に、各市町村教育委員会を指導する必要がある。

別紙

改 善 事 項	問 題 点	指 導 通 知 等
1 防火管理のための点検等の措置が不十分なため、十分に機能しえないと認められるもの	省 略	省 略
2 校舎等の安全管理のための点検等の措置が不十分なため危険箇所が放置されているもの	省 略	省 略
3 毒、劇物等の理科薬品の保管管理が不適切で、盗難、紛失等の事故防止措置に徹底を欠く	1 理科準備室、薬品庫の鍵を他の特別教室の鍵とともに、職員室の鍵下げ盤にかけているため、自由に持ち出せる状態となっている事例 (特に留意すべきは、これらの学校の	「学校における理化学薬品の保管管理について」 昭和55年1月18日付教高第2004号 学校教育部長通知

もの	<p>中には、道警本部から注意を要するとされている爆発性の塩素酸カリウム、猛毒性の黄リンを保管している学校があること。)</p> <p>2 薬品庫の錠が酸化腐食し、施錠できないのに、強酸類を保管していたり、毒物及び劇物取締法の適用を受けない薬品（一般薬品）と医薬用外毒物（毒物）及び医薬用外劇物（劇物）とを混在して薬品庫に保管している事例</p> <p>3 薬品受払簿等の薬品台帳（以下「台帳」という。）については、台帳を備えていない学校、台帳はあるが記載が乱雑で薬品の使用状況が全く把握できない事例</p> <p>4 薬品容器のラベルが腐食し、判読できない薬品、及び全くラベルがない薬品をそのまま保管している事例</p>	<p>「理化学薬品等の保管管理について」 昭和54年5月1日付教高第2043号 学校教育部長通知</p> <p>「学校における理科系実験用薬品類の管理について」 昭和53年7月20日付教高第2094号 教育長通知（同日付公報第4721号掲載）</p> <p>「学校教材用劇物、毒物の管理強化について」 昭和53年5月9日付教高第3040号 学校教育部長通知</p> <p>「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について」 昭和52年5月25日付52教施第3116号 学校施設課長通知</p>
----	---	---

○ 公立学校における児童、生徒の安全確保について

〔昭和55年6月30日 教小第1063号－2〕
各道立学校長あて 教育長通知

児童生徒の安全の確保については、これまでも必要な措置を講ずるよう求めてきたところでありますが、本日、各市町村委員会教育長に対し、教小第1063号当職通知(本号掲載)をもって、児童生徒の安全確保について徹底するよう通知しました。

ついては、この通知を参照の上、従来 of 通達、通知等に基づく事項の再点検を行うなど、児童生徒の安全確保について万全を期して下さい。

○ 学校教材用劇物・毒物の保全管理の強化について

〔昭和57年3月24日 教小第1022号〕
各教育局長あて 学校教育部長通知

このことについては、かねてから細心の注意をもって、その保全管理に万全を期するよう教育長通達等(別記一覧表参照)をもって指導してきたところでありますが、このたび枝幸町立枝幸中学校において硫酸の盗難による学校事故が発生しました。

ついては、今後かかる不祥事が起こることのないよう別記通達等の趣旨をふまえ、学校における劇物・毒物の管理状態の再点検を行うなど必要な措置について管下、市町村教育委員会及び道立学校長に対し、貴職から、さらに適切な指導を行うようにして下さい。

別 記

学校教材用、劇物・毒物の保安全管理に関する指導文書一覧

発信番号・施行年月日	施行先機関名	施 行 者	件 名	備 考
51教施第3095号 昭和51年7月24日	各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)	教 育 長	「理化学薬品の保管管理の徹底について(通達)」	
52教施第3116号 昭和52年5月25日	各 教 育 局 長	学校施設課長	「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底について(通知)」	道警本部防犯部長からの要望
教高第3040号 昭和53年5月9日	各 教 育 局 長	学校教育部長	「学校教材用劇物、毒物の管理強化について(通知)」	同 上
教高第2094号 昭和53年7月20日	各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)	教 育 長	「学校等における理科系実験用薬品類の管理について(通知)」	・文部省管理局長通知 ・消防庁危険物規制課長からの要望
教高第2043号 昭和54年5月1日	各 教 育 局 長	学校教育部長	「理化学薬品等の保管管理について(通知)」	道警本部防犯部長からの要望
教高第2004号 昭和55年1月18日	各 教 育 局 長	学校教育部長	「学校における理化学薬品の保管管理について(通知)」	同 上
教小第1063号 教小第1063号-2 教小第1063号-3 昭和55年6月30日	各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長	教 育 長	「公立学校における児童、生徒の安全確保について(通知)」	道管区行政監察局 査察結果による行政指導

○ 学校教材用シアン化合物の管理の適正化について

昭和59年12月1日 教高第2125号
各教育局長、各道立学校長、道立理科教育センター所長、各市町村教育委員会教育長(各市町村立学校長)あて
学校教育部長通知

このことについて、別記のとおり北海道警察本部防犯部長から要望がありました。

つきましては、昭和51年7月24日付51教施第3095号教育長通達「理化学薬品の保管管理の徹底について」により、劇毒物の管理に万全を期してください。

別 記

学校教材用シアン化合物の管理の適正化について

昭和59年11月15日 道本生(薬)第144号
学校教育部長あて 道警本部防犯部長要望

学校教材用毒物及び劇物の保管管理の徹底方につきましては、従来から特段のご配慮を煩しているところでございますが、ご承知のように最近、製薬会社役員の誘拐事件や、これに関連する恐喝未遂事件が相次いで発生し、さらに犯人らは菓子にシアン化ナトリウムを混入させ、近畿・中部及び関東地方の各地のスーパーマーケット、百貨店等に置いて回るなど、その犯行はますます凶悪化しております。

警察といたしましては、犯人の逮捕に鋭意努力しているところでございますが、今後、模倣事件の発生も憂慮されるところから、シアン化ナトリウム等のシアン化合物の取扱店等に対し、適正な保管管理等について防犯指導を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、今回の事犯の重大性に鑑み、重ねて所管の各学校に対しまして、理科（化）学教材用シアン化ナトリウム等のシアン化合物の保管管理につきまして、保管設備及び保管量の定期点検、不要物の適正な廃棄等の徹底を図り、盗難、紛失等の防止措置についての指導を一層強化されるなど、適切な措置がとられますようお願い申し上げます。

○ 学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について

昭和61年7月30日 教高第2132号
各教育局長、各道立学校長、道立理科
教育センター所長、各市町村教育委員
会教育長(各市町村立学校長)あて
学校教育部長通知

学校教材用理化学薬品の保管管理については、かねてからその取扱いに十分な注意をつくすようお願いしてきたところですが、このたび、北海道警察本部防犯部長から別記のとおり学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について、要望がありました。

ついては、この趣旨を御理解のうえ昭和51年7月24日付51教施第3095号「理化学薬品の保管管理の徹底について」教育長通達により、盗難、紛失防止に万全を期するようお願いいたします。

別 記

学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について

昭和61年7月17日 道本生(薬)第58号
教育長あて 道警本部防犯部長要望

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、学校教材用毒・劇物の適正な保管管理につきましては、従来から何かとご配慮を煩わしているところでございますが、ご承知のとおり本年に入り極左暴力集団は爆発物発射装置を使用した「テロ」・「ゲリラ」志向を強め無差別殺人を狙うなど、その行動はますますエスカレートする傾向にあります。

一方、シアン化合物を清涼飲料水等に混入する悪質事件が依然として跡を絶たず、治安上憂慮される現状であります。

道警察といたしましては、このような情勢にかんがみこれら毒・劇物使用犯罪を未然に防止するため特に、本年2月以降毒・劇物の適正な保管管理について防犯指導を実施しているところであります。

つきましては、貴職におかれましても所管の各学校に対しまして、塩素酸塩類及びシアン化合物等

理科（化）学校教材用毒・劇物の適正な保管管理を図るため、管理責任者の明確化、保管設備及び保管する毒・劇物の定期点検を実施されるなど、盗難、紛失防止について指導の徹底を期するよう要望いたします。

○ 公立学校における児童・生徒の安全確保について

昭和61年7月31日 教小第1127号
各市町村教育委員会教育長あて
教育長通知

このたび、北海道管区行政監察局から道内の公立小・中学校における安全管理の調査結果について、別記のとおり通知がありました。

正常な教育活動を維持するうえから、児童・生徒の安全確保については、貴教育委員会におかれても、日頃から学校施設・設備等の適正な管理につき必要な措置を講じられていることと思いますが、今回の調査結果によれば、防火管理、校舎施設・設備の管理及び薬品類の管理のいずれの面についても、なお数多くの問題点が指摘され、その改善が求められております。

ついては、下記の関係通知等に留意のうえ、各学校長等への指導、管理体制の点検等を行い、今後とも児童・生徒の安全確保に万全を期されるようお願いいたします。

記

関係通知等

1 防火管理に関するもの

省 略

2 校舎等の安全管理に関するもの

省 略

3 薬品類の安全管理に関するもの

(1) 「学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について」

昭和61年7月30日付教高第2132号 学校教育部長通知（同日付公報第5197号掲載）

(2) 「学校教材用シアン化合物の管理の適正化について」

昭和59年12月1日付教高第2125号 学校教育部長通知（同日付公報第5108号掲載）

(3) 「学校教材用劇・毒物の保安全管理の強化について」

昭和57年3月24日付教小第1022号 学校教育部長通知

(4) 「学校における理化学薬品の保管管理について」

昭和55年1月18日付教高第2004号 学校教育部長通知

(5) 「理化学薬品等の保管管理について」

昭和54年5月1日付教高第2043号 学校教育部長通知

(6) 「学校等における理科系実験用薬品類の管理について」

昭和53年7月20日付教高第2094号 教育長通知（同日付公報第4721号掲載）

(7) 「学校教材用劇物、毒物の管理強化について」

昭和53年5月9日付教高第3040号 学校教育部長通知

(8) 「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について」

昭和52年5月25日付52教施第3116号 学校施設課長通知

(9)「理化学薬品の保管管理の徹底について」

昭和51年 7月24日付51教施第3095号 教育長通知

別 記

公立学校における安全管理に関する地方監察（調査）の結果

〔昭和61年 6月30日 北管一第16号の5
教育長あて 北海道管区行政監察局長通知〕

このたび、貴教育委員会管下の市町村教育委員会所管の小、中学校における安全管理について監察（調査）を実施した結果、別紙のとおり、改善を必要とする事項が認められましたので通知します。

なお、これに基づいて講じた措置等については、昭和61年 7月31日までに御回報願います。

別 紙

公立学校における安全管理に関する地方監察結果（通知）

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）は、児童生徒の安全を確保するため、公立小中学校（以下、「学校」という。）における防火管理、校舎施設・設備の安全管理、薬品類の管理等の徹底方について、道内各市町村教育委員会に対し指導しており、学校の事故防止に努めてきている。しかしながら、今回、当局が6市町村教育委員会（以下、「市町教委」という。）及び同教委管内24校を描出調査した結果、以下のとおり、なお、改善を要する事項が認められた。

1 防火管理

省 略

2 校舎施設・設備の管理

省 略

3 理科実験用薬品類の管理及び処分

学校における理科実験用薬品類の管理については、同薬品の中に毒物・劇物、揮発性可燃物、揮発性発火性薬品等（以下「毒劇物等」という。）があることから、道教委は、各種指導通達等により理科実験用薬品の盗難、紛失防止策及び地震による火災発生防止対策の措置等を取り安全管理及び処分の徹底を図るよう各市町村教委を通じて指導しているところであるが、次のような状況が認められた。

- ① 毒劇物等を収納している戸棚等及び容器の転倒転落防止措置をとっておらず、地震による火災発生防止対策が不十分な学校（12校）がある。
- ② 毒劇物等を分類保管又は種類別の収納区分をしておらず、普通薬品と混在させて保管し、安全管理が不十分な学校（11校）がある。この中には、コンクリート製薬品貯蔵庫あるいは金属製戸棚があるにもかかわらず、混合爆薬の原料となる塩素酸カリウムを普通薬品と同一のガラス入り戸棚に保管している学校（3校）、毒劇物等を施錠設備のない棚に普通薬品とともに陳列している学校（1校）があり、盗難防止対策が不十分なものがある。
- ③ 薬品受払簿等を作成しておらず、毒劇物等の購入・使用の経過が不明な学校（7校）、薬品受払簿を作成しているが、毒劇物等の薬品受払簿に担当者の確認印、校長の検印がなく、薬品管理の責任体制が不明確となっている学校（8校）がある。
- ④ 毒劇物等の貯蔵庫等に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示していない学校（5校）、

毒劇物の薬品名（ラベル）の判読が困難な学校（3校）があり、毒劇物の表示が適切とは認められないものがある。

- ⑤ 釧路市教委では、学校側から不要薬品の処分依頼があったこと等から昭和60年1月に不要薬品の実態調査を行ったところ、同市内41校中22校（53.7%）から121種類（毒劇物等54種類、普通薬品67種類）の処分申出があり、昭和61年3月、同薬品を産業廃棄物処理業者に回収、処分を委託している。

今回当局が調査対象とした学校においても、（i）前述のとおり毒劇物等の保管管理、数量管理等が必ずしも適切に行われていないこと（ii）文部省の学習指導要領の改正等により今後とも使用見込みのない毒劇物等を保有している学校があること（iii）不要の毒劇物等を保有し、その処分に苦慮している学校があること等の状況が見受けられる。

したがって、学校における理科実験用薬品類の不適切な管理及び処分は、児童生徒の安全確保のみならず、社会に与える影響も大きいので、道教委は、道内各市町村教委に対し、次のことについて指導する必要が認められる。

- ① 地震による火災発生防止対策及び盗難防止対策を十分に行うこと。
- ② 分類保管又は種類別の収納区分の方法等を具体的に承知していない学校がみられるので、分類保管方法等を盛り込んだ「理科薬品等の取扱いに関する手引」（昭和52年11月、道教委作成）の改訂版を作成する等により市町村教委を通じて各学校に再度周知する等の方法について検討すること。
- ③ 毒劇物等の薬品貯蔵庫（戸棚）で「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示がないものについては、保管設備の実態に応じて保管場所に所定の表示をするとともに、薬品名の判読が困難なものについてはラベルを張り替える措置を講ずること。
- ④ 今後とも使用見込みのない不要な毒劇物等については、各学校に対して実態調査を実施した上、産業廃棄物処理業者等に回収、処分を委託すること。

なお、釧路市教委は、①薬品の管理について「釧路市学校衛生並びに理科実験用薬品取扱規程」（昭和30年8月9日付、同市教育委員会規則第9号）を定めているほか、昭和60年1月26日付、釧路教総第22号、学校教育部長通達「学校衛生並びに理科実験用薬品類の管理について」で薬品使用簿の様式を具体的に示している。②薬品の処分について、前述のように、同市教委管内学校の不要薬品の調査をし、一括して産業廃棄物処理業者に回収、処分を委託している状況にあり、他の市町村教委の参考となる事例が認められた。

○ 公立学校における児童・生徒の安全確保について

〔昭和61年7月31日 教小第1127号－2
各教育局長あて 教育長通知〕

このことについて、本日付本号により各市町村教育委員会教育長に対し通知しました。
については、貴管下市町村教育委員会に対し、児童・生徒の安全確保について特段の指導を願います。

○ 公立学校における児童・生徒の安全確保について

〔昭和61年7月31日 教小第1127号－3
各道立学校長あて 教育長通知〕

このことについて、本日付本号により各市町村教育委員会教育長に対し通知しました。

については、従来の通知等に基づく事項の再点検を行うなど、児童・生徒の安全確保について万全を期してください。
